

下 関 市 告 示 第 7 1 7 号
令和 2 年(2020 年) 7 月 3 1 日

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項、下関市ジビエ有効活用施設の設置等に関する条例(平成 2 4 年下関市条例第 5 1 号)第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者を募集するため、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 1 7 年下関市規則第 3 5 8 号)第 2 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設
- 2 指定期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 募集概要、応募方法等
別添「下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設指定管理者募集要項」のとおりとする。
- 4 業務内容等
別添「下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設指定管理者業務仕様書」のとおりとする。